

建設水道常任委員会

平成21年12月11日(金曜日)午前10時開会

出席委員(7名)

委員 長 磯 飛 清 君	副 委 員 長 室 井 俊 吾 君
委 員 植 木 弘 行 君	委 員 関 谷 暢 之 君
委 員 平 山 啓 子 君	委 員 君 島 一 郎 君
委 員 若 松 東 征 君	

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

建設部長 田 代 哲 夫 君	都市計画課長 山 口 和 雄 君
都市計画課長補佐 沼 野 井 隆 君	都市計画課都市計画係長 山 田 隆 君
都市計画課開発指導係長 矢 部 敏 詔 君	都市整備課長 小 池 則 男 君
都市整備課長補佐 人 見 勝 男 君	都市整備課都市整備係長 鹿 野 伸 二 君
都市整備課住宅係長 大 金 廣 志 君	道路課長 薄 井 正 行 君
道路課長補佐 君 島 勝 君	道路課管理係長 菊 地 広 幸 君
道路課建設係長 室 井 正 幸 君	道路課用地係長 臼 井 一 之 君
道路課河川係長 吉 澤 克 博 君	建設課長(西那須野支所) 若 目 田 好 一 君
建設課長補佐(西那須野支所) 田 代 晴 久 君	建設課まちづくり推進係長(西那須野支所) 久 留 生 利 美 君
建設課道路係長(西那須野支所) 遠 見 修 君	上下水道部長 江 連 彰 君
水道管理課長 菊 地 一 男 君	水道管理課長補佐 須 藤 清 隆 君
水道管理課経営係長 宇 都 野 淳 君	水道施設課長 高 久 敏 雄 君
水道施設課長補佐 茂 呂 幸 利 君	下水道課長補佐 舟 岡 誠 君
下水道課普及係長 津 久 井 真 樹 君	下水道課管理係長 相 葉 秀 隆 君

下水道課 峰 岸 紀 夫 君
施設係長

出席議会議務局職員

書記 佐 藤 吉 将 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔建設部〕

・建設部長あいさつ

〔都市計画課〕

・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

・議案第82号 那須塩原市景観条例の制定について

〔都市整備課・【西】建設課〕

・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

・議案第87号 財産の取得について

〔道路課〕

・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

・議案第89号 市道路線の認定及び廃止について

〔上下水道部〕

・上下水道部長あいさつ

〔下水道課〕

・議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

・議案第78号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

・議案第79号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

〔水道管理課・水道施設課〕

・議案第81号 平成21年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第1号)

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

委員長あいさつ

磯飛委員長 おはようございます。本日は早い時間に、また小雨が降る中、現地調査ということで、執行部の方々、委員の方、大変ご苦労さまでした。

今回、当委員会に附託を受けている案件は、補正予算案件4件、条例案件1件、その他案件2件、計7件であります。

委員各位におかれましては、慎重なる審議とともに円滑な進行へのご協力をお願いし、あいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

建設部の審査

磯飛委員長 それでは、ただいまから3の審査事項に入りたいと思います。これより、建設部の審査を行います。まずは建設部長のごあいさつをお願いします。

田代建設部長 (挨拶。)

磯飛委員長 ありがとうございます。

都市計画課の審査

磯飛委員長 ただいまから都市計画課の審査を行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第73号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題と

いたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長 (議案第73号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第82号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第82号 那須塩原市景観条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長（議案第82号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

平山委員。

平山委員 条例の中で景観審議会の委員ということが出ているが、これはどのような方がやるのか。また、どのような活動なのか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 景観審議会につきましては、さらに施行規則のほうで規則を定めて、別に組織の構成をかけている。

内容的には、一つに学識経験のある者、次に関係行政機関の職員、それから市民ということになっており、10人以内の委員をもって組織するということになっている。

具体的には今後十分部局の中で詰めていくが、構成の案としては、例えば学識経験者では大学の先生、もしくは文化財保護審議会の中から。市民としては、当然自治会、それから女性等団体、それから建築士会、設計事務所会、あるいは建設業協会、このようなところを考えている。

関係行政の機関としては、県の都市計画課、大田原土木事務所、県北環境森林事務所等の職員をお願いしたいと考えているが、現在構成の案ということである。

〔「内容は」と言う人あり〕

山田都市計画課都市計画係長 審議会にかける内容としては、景観計画を変更する場合が一番大きな審議関係になっている。そのほかには、基準に合わない届出があったときに勧告とか命令を出すのだが、その場合に審議会の意見を仰ぐ。それから、勧告、命令に背いたというか、従わないときには、当然罰則とか、それから氏名公表という条

項があるが、それを行うときにもあわせて審議会の判断を仰ぐ。

条例の後半に出てくる景観重要建造物あるいは景観重要樹木、これらの指定や解除に当たっても、この審議会の意見を伺うということで予定している。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 そうすると、その審議会のメンバーは、いろいろな事態が起きたときに集まって審議をして、例えば月1回とかそういうものはないのか。了解した。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

君島委員。

君島委員 10条にある景観形成重点地区、当然これは規則か何かでどういうところと定義を定めるのだろうか、どういった定義で進めていくのか。

磯飛委員長 山田都市計画係長。

山田都市計画課都市計画係長 重点地区については、先ほど課長から説明があった景観計画の中に重点地区という形で詳しく地域を定めており、箇所としては主要道路の両側50mを4カ所ほど指定している。

具体的には、黒磯駅から伸びている黒磯・田島線の高速道路から北西側、それから那須塩原駅から伸びている大田原・高林線と黒磯板室インター線、この高速から北西側、それから横断道路、それから国道400号の高速から北西側、この4路線の両側50mを景観形成の重点地区と定めており、景観計画の19ページ、エリア的にはここで詳しく載っている。

条例としては、この重点地区の中の届出を、どういう届出を要する行為にするのか、どういう基準で指導するかということを出した。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 黒磯・田島線あるいは大田原・高林線、

横断道路などがあったが、横断道路については県のふるさと街道景観条例、これで両側50mとか100m指定されている。これとの兼ね合いというのはどうなのか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 県のふるさと街道景観条例は、それも当然ながら適用する。さらに今回の那須塩原市の景観計画に基づく届け出が必要になり、2つがかかるということである。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

植木委員。

植木委員 13ページの第17条で、この中で罰則、あるいは勧告といった内容のものだと思うのだが、この景観条例の内容の法第16条3項の規定というのは、どんな規定になっているのか。

法第17条1項もしくは5項の規定によって命令し要請するときは審議会の意見を聞かなければならないというのだが、この大枠のことについて説明いただきたい。

磯飛委員長 山田都市計画係長。

山田都市計画課都市計画係長 まず、景観法の16条第3項の規定だが、この規定は先ほど説明した景観計画に細かい基準が載っているので、届出をして、この基準に適合しないときというのが第3項の規定である。適合しないときには勧告ができる。

それから、17条の1項、これは変更命令の規定だが、あらかじめ変更命令をできる行為を条例で定めなければいけないと規定をしている。今回の景観条例では、第15条に特定届出対象行為、これで変更命令ができる行為を定めるという規定である。それが15条にあり、景観法でいう16条の1項の1号、2号、つまり建築物の新築、改築と、工作物の建築、新築、改築等の届出に対しては変更命令ができるという規定である。それが第17条

の規定である。第17条の5項の規定については、さらに変更命令を出したにもかかわらず従わない場合には、さらに重い原状回復命令を出せることになり、この原状回復命令という規定が第17条第5項の規定になる。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 建築物、工作物の全てに対して命令ができるということではない。

磯飛委員長 山田都市計画係長。

山田都市計画課都市計画係長 景観法の17条の規定というのは、届出に対する景観の形態、建物のデザインの部分と色彩の部分にのみ変更命令ができる。例えば、建築物の高さあるいはセットバックとか、建物の財産権に及ぶものに対しては、景観法の中では変更命令ができないという規定になっている。例えばどうしても高さとかセットバックの規定をという形であれば、都市計画法上の地区計画の一つである景観地区を定めて、その中で都市計画の経路を経て、高さやセットバックの規定を定める。つまり、那須塩原駅の地区計画や、都市計画法の経路を定めないと、財産権に及ぶ建築物の変更はできないという決まりがあるので、今回のこの条例、景観条例17条の変更命令というのは、あくまでも建物のデザインあるいは色彩、この部分に限られるということである。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 大体大枠では理解した。

今回の条例の制定、これについては後でさらに細かい規則等が出てくると思うので、そちらに細かい内容の規定、基準が入ってくると思っているのだがどうか。

磯飛委員長 山田都市計画係長。

山田都市計画課都市計画係長 施行規則の中で細かい手続、それともう一つは、景観計画の中に細かい基準が入っているので、規則と条例も含めて

照らし合わせながら、来年の4月から事務を進めていくという形になるかと思う。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 了解である。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 那須塩原市景観条例の制定については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり承認されました。

以上で、都市計画課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会

を開きます。

都市整備課・【西】建設課の審査

磯飛委員長 ただいまから都市整備課及び西那須野支所建設課の審査を行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第73号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

若目田建設課長。

若目田建設課長（西那須野支所）（議案第73号について説明。）

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長（議案第73号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 西那須野地区まちづくり交付金事業、18款基金繰入ということで492万9,000円というのがある。これが財源内訳の変更になっているのだと思うのだが、先ほど下水道の汚水ます設置の75万の歳入と歳出は説明があったが、財源内訳の変更は、何の事業の何を基金に振りかえたのかという説明がなかった部分をお願いしたい。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長（西那須野支所） まちづくり交付金事業の返金待ちについては、同じく充当先が845-202ということで、同じ事業ではあるが、今まで一般財源で見ていたものを、この基金を利用して事業を行ったということである。これというより全体的な中で一般財源分に、その基金を充てたということである。これについては予算書の21ページ、22ページの下から2番目に567万9,000円ということで載っていたと思うが、一般財源が三角の492万9,000円に出ており、このようなことから財源組み替えを行っている。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

平山委員。

平山委員 15ページの住宅管理費の中に、住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画策定業務というのがあるが、前の説明ではアンケート調査というお知らせがあった。これはどのような内容なのか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 この調査委託330万の中には、一般質問で部長から答弁したようなアンケート調査も含まれている。住生活基本計画策定並びに、公営住宅というのは市営住宅のことだが、それらの計画策定のためのいろいろな調査を330万と、次年度が530万で、計画書をまとめる。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 一般質問でも答えたように、アンケート調査を市民対象にこれから行う。住宅状況などのアンケートになるかと思うが、そのアンケート内容については、これからこの議決を得れば、コンサルに委託し、その中でどういう調査か決めていく形になる。前回の都市マスでは、市民の住宅の持ち家や、調査だったが、具体的な調査項目については、これからということになる。

磯飛委員長 よろしいですか。

平山委員。

平山委員 そのアンケート調査の対象というのは、これから一緒に策定ということか。

〔「そうです」と言う人あり〕

平山委員 了解である。

磯飛委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第87号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小池都市整備課長。

小池都市整備課長 （議案第87号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 経緯が旧黒磯地区のことということで、その辺のことを伺いたいと思う。今回の取得により、すべてこの公園用地が市有財産になった。今まで借地であったわけだが、今回の対象となる以前の部分の取得地、貸借契約の金額と時期。また、既存の取得している部分をいつごろ、どのぐらいで取得しているか。時系的な部分も含めた説明を伺いたいと思う。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 この公園は、契約開始日が平成4年4月1日で、供用開始が平成5年11月7日である。

使用料関係は、年額にして173万1,468円。25.9㎡であり、月額にすると14万4,289円ということである。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 既存の取得部分の取得時期は。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 平成3年11月に買収しており、㎡当たりで2万3,595円である。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解した。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 財産の取得については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、都市整備課及び西那須野支所建設課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

道路課の審査

磯飛委員長 ただいまから、道路課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第73号の説明、質疑、討

論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長 (議案第73号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 8款土木費2項2目道路管理費の中山1号線の地質調査はどのようにやるのか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 中山1号線については、現在積みブロックと、それを押さえるための井げたブロックが施工されているが、復旧した後に地すべり等によってさらにクラックが生じている。その復旧方法についてボーリング調査をして、基礎その他土質等の調査をしてから復旧方法について検討するということである。既に1号ボーリングは前の予算、現予算の中でやっているが、今回2号目のボーリングを実施するという事で予定をしている。

今後については、来年度その解析をして、復旧設計をし、それ以降復旧の工事を行う。そういう計画で予定している。その中の一部の事業である。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 ボーリング調査は、幾つぐらい実施するのか。1カ所か。何カ所かでやるのか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 2カ所を予定しており、1カ所はもう既に調査を済んでいる。今後、この予算の中では1カ所を予定している。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解した。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

では、私のほうから質問したいので、進行を副委員長にお願いしたい。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 14ページの2項2目道路管理費の中の工事請負費宇都野橋修繕工事について、先ほど若干説明があったが、どのような原因で修繕が必要となったかを説明願いたい。

室井副委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 宇都野橋については、4径間で、中に3本の橋脚が立っているわけだが、1本目と4本目の沓座、沓座とは、けたを受けるための台となるコンクリートだが、そこが経年変化、だんだん老朽化してきたことにより、沓座の部分がひび割れて落ちてしまい2cmほどの段差ができた。それを持ち上げて、下の部分をまたもう一回作り直しをする。沓座の復旧ということで考えている。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 水害による原因とか要因とか、そういったものではないということか。

室井副委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 全くそういったものではなく、橋脚の上に上部工を載せる、けたを載せるためのものである。経年変化というか、劣化によるものと考えている。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 了解した。

室井副委員長 では、後は交代する。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第89号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第89号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長（議案第89号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

磯飛委員長 では、私のほうから質疑ということで進行を交代します。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 認定道路のN865号線、五軒町にかかわる質問だが、この中央通りはいつごろ開通するか。

室井副委員長 田代建設部長。

田代建設部長 中央通りについては、今年度いっぱいには開通したいということで、道路改良等、舗装等も発注している。地権者1名の難しかった部分も解決して、交渉が調ったということで、予定どおりの法線で開通するということになる。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 了解した。

室井副委員長 それでは進行を交代する。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 関連だと思うのだが、中内・鹿野崎線。高速道路からおりる道路は何ですか。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 高速道路からおりる道路は、インター線である。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 要望もあったのだが、おりてすぐに信号があって、標識がない。インターチェンジのほうに出る標識も何もなく、信号があるだけである。あれはどうしてあんな信号になってしまったのか。迷いが生じる。下手すると、また左に行ってしまう。上り線、白河のほうから向かってくると信号だけある。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 インター線に信号がついているのは珍しいといえば珍しいが、ほかのインターでもそういうところは何カ所がある。上り線で来て、信号があって、料金所へ行くという形にきちんと分けができています。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 行けないのは通ってみるとわかるが、初めての人には戸惑いがある。そこに標識をつけてもらう要望はできないのかということだったので言った。おりてみると確かに戸惑いがある。そ

んな要望が結構きた。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 市のほうへは間違えやすいというのは来ていない。管理は県道になるので、機会があれば県に話をしたい。うちにはそういう苦情は上がってきていない。県にも多分上がってきていないのだと思う。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解した。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

磯飛委員長 ほかにないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第89号 市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、道路課の審査を終了し、建設部の審査をすべて終了といたします。

ご苦労さまでした。

ここで休憩といたします。

休憩 午前 11時 17分

再開 午後 零時 57分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

上下水道部の審査

磯飛委員長 これより上下水道部の審査を行います。

初めに、上下水道部長のごあいさつをお願いしたいと思います。

江連上下水道部長。

江連上下水道部長 (挨拶。)

磯飛委員長 ありがとうございます。

下水道課の審査

磯飛委員長 ただいまから、下水道課の審査を行います。担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第73号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 (議案第73号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第73号 平成21年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第78号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第78号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 (議案第78号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の

質疑、意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 歳出の2款2項1目の水処理センターの電気量増加ということで、流入水量が増加したためということであったが、その流入水量増加、これが電気代として上がってきている。どういった要因で流入水量が想定外にふえたのか、その辺りを中心に、もう少し詳細な説明を願いたい。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 流入水量の増加というよりは、流入されている汚水の負荷、汚れ具合が非常に悪い。また、昨年までの電気料の高騰により、若干送風機の送風量を予算の関係上抑えていたところ、BODの値が基準はクリアしているのだが、基準値に近い状態になってきた。今回、新たに適正な送風量にするために電気料が増額になった。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 水量ではなくて、汚水の汚れがひどいという説明だが、通常の汚れよりも、極度にことしはひどいのか。今の説明では、これまで送風機で対応していたものを、なるべく節約運転という形でやっていたということだが、こういう意味合いのほうが強いのか。それをもう一度確認したい。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 流入水量の汚水のBOD値は、ここ最近極端に増加している傾向がある。というのは、新たに大きな施設が接続されているために、黒磯のBOD値が非常に高いということがある。それを改善するために送風量をふやす。送風量をふやすということは、アンモニア性の窒素に変えるということであり、運転方法を若干改良したことで、その分電気量が増加になった。

なお、予算上は9月の補正で送風機の補正をいただいたが、その修理部分について別な送風機を稼働させている。逆に電気量のかかる送風機を使

用する状況になったので、どうしても電氣量が増加するという結果になっている。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解である。

磯飛委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第79号の説明、質疑、討

論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第79号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 (議案第79号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、下水道課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道管理課・水道施設課の審査

磯飛委員長 ただいまから水道管理課及び水道施設課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第81号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第81号 平成21年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長（議案第81号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認めます。質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第81号 平成21年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり承認することによって異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、水道管理課・水道施設課の審査をすべて終了し、上下水道部の審査をすべて終了といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会の宣告

磯飛委員長 委員の皆様には長時間に渡り、大変ありがとうございました。

以上で、建設水道常任委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時30分